

参考資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 3 愛知県男女共同参画推進条例
- 4 男女共同参画に関する年表
- 5 男女共同参画関係施設等
- 6 市町村男女共同参画施策担当課室一覧

1 男女共同参画社会基本法

(平成11年 6 月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条―第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を

含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 略

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

第2節 一般事業主行動計画（第8条—第18条）

第3節 特定事業主行動計画（第19条）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第20条・第21条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第22条—第29条）

第5章 雑則（第30条—第33条）

第6章 罰則（第34条—第39条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- (都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届

け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、

同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する

実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反した者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 略

3 愛知県男女共同参画推進条例

(平成14年 3 月26日愛知県条例第 2 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条—第15条）

第 3 章 男女共同参画に関する申出等（第16条—第18条）

第 4 章 愛知県男女共同参画審議会（第19条）

第 5 章 雑則（第20条）

附則

男女が性別にかかわらずなく、人として尊重され個性と能力を十分発揮することができる真に心豊かな社会を築くことは、県民の願いである。

県では、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現のため総合的な計画を策定し、県民が、社会のあらゆる分野において自立した男女として多様な生き方を選択することができる様々な取組を行ってきたが、なお一層の努力が必要とされている。

今日、少子高齢化の進展や急速な社会経済情勢の変化の中で、引き続き活力ある豊かな明日の愛知を築くため、男女共同参画社会を実現することは重要となっている。

二十一世紀を迎えた今、私たちは私たち及び将来の愛知を担う人々が、社会のあらゆる分野において男女の区別なく、互いに自立した人間として、多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら、真に豊かな生き方のできる地域社会の創造を目指し、男女共同参画の推進に一層取り組むために、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項が、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを行わず、個人としての能力を発揮する機会を確保することその他の男女の人権を尊重すること。
- 二 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるようにすること。
- 五 男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者及び市町村と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

（県民の責務）

第 5 条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント(性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)
- 三 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動
(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、その情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定手続)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、あらかじめ愛知県男女共同参画審議会(第十六条第二項において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(教育、学習等)

第11条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるとともにこれらの者の男女共同参画の推進に関する活動(積極的改善措置を含む。次条第二項において同じ。)を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(調査研究及び情報提供)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査及び研究に努めるものとする。

2 県は、県民、事業者又は市町村に対し、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(男女共同参画月間)

第13条 男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、十月とする。

3 県は、男女共同参画月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
(年次報告)

第14条 知事は、毎年、議会に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画に関する申出等

(県が実施する施策に対する申出)

第16条 県民は、知事に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出)

第17条 県民は、知事に対し、男女共同参画を阻害する事項に係る相談を申し出ることができる。

(愛知県男女共同参画相談委員)

第18条 知事は、前条の規定による申出があった男女共同参画を阻害する事項の内容を調査し、必要な助言を行うため愛知県男女共同参画相談委員を置くものとする。

第4章 愛知県男女共同参画審議会

第19条 知事の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、愛知県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第十六条第二項の規定により報告のあった事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 5 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（規則への委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

4 男女共同参画に関する年表

年	世界	日本	愛知県
昭 47 (1972)	12 月 国連総会で 1975 年を国際 婦人年とすることを宣言		
昭 49 (1974)	1 月 国連婦人の地位委員会で国 際婦人年活動計画を採択	11 月 外務省が国際婦人年のため の関係各省庁連絡会議を設置	
昭 50 (1975)	6 月 ILO 第 60 回総会「婦人労働 者の機会及び待遇の均等を促進 するための行動計画」を採択 6～7 月 メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」を開 催し、「世界行動計画」を採択 12 月 国連総会は、1976 年から 1985 年を「国連婦人の十年」と すること等を決定	6 月 衆参両議院本会議で「国際 婦人年にあたり、婦人の社会的 地位向上をはかる決議」を採択 9 月 「婦人問題企画推進本部」設 置を閣議決定し、「婦人問題企画 推進会議」設置を閣議口頭了解 11 月 「国際婦人年記念日本婦人 問題会議」開催	
昭 51 (1976)	4 月 ILO 事務局に婦人労働問題担当 室が新設	4 月 育児休業法（女子教育職 員、看護婦、保母等）の施行 10 月 婦人少年問題審議会「雇 用における男女の機会均等と待 遇の平等の促進に関する建議」 を提出 11 月 労働省「第 1 回日本婦人問 題会議」開催（以後毎年度）	4 月 総務部に青少年婦人室を設置 4 月 婦人悩みごと相談開設（県 民サービスセンター内） 5 月 「あいち婦人のつどい」の 開催開始（以後毎年度） 7 月 「愛知県婦人関係行政推進 会議」設置 9 月 「愛知県婦人問題懇話会」 開催（以後毎年度） 10 月 県婦人団体連盟結成
昭 52 (1977)	6 月 ILO 第 63 回総会で看護職員条 約ならびに勧告を採択	1 月 婦人問題企画推進本部「国 内行動計画」決定 6 月 労働省「若年定年制・結婚 退職制等改善年次計画」策定 10 月 国立婦人教育会館開館 10 月 総理府婦人問題担当室「国 内行動計画前期重点目標」を発表	3 月 「婦人の生活実態と意識に 関する調査報告書」作成（平成 3 年度まで毎年） 3 月 「婦人関係行政の概要」作 成（以後毎年度） 3 月 「愛知の婦人-ちやるま-」 発行（平成 7 年度まで毎年）
昭 53 (1978)		1 月 総理府「国内行動計画第 1 回報告書－婦人の施策と現状 －」を公表	3 月 「愛知県地方計画・推進計画 '78～'80」に婦人の項目を設ける 4 月 県事務所に婦人問題総合窓 口を設置 4 月 婦人労働サービスセンター開設 4 月 保育大学校開設
昭 54 (1979)	11 月 「国連婦人の十年 ESCAP 地 域会議」をニューデリー（インド）で開 催 12 月 国連総会「女子に対するあら ゆる形態の差別の撤廃に関する条 約」を採択	7 月 法務省「相続に関する民法 改正要綱試案」を公表	4 月 母子福祉会館開館 11 月 婦人国際交流事業実施
昭 55 (1980)	4 月 OECD「婦人の雇用に関するハ イレベル会議」開催 7 月 「国連婦人の十年 1980 年世界 会議」をコペンハーゲン（デンマーク） で開催 ・国連婦人の十年後半期行動プログラ ムの採択 ・「女子差別撤廃条約（略称）」の署名式	5 月 総理府「国内行動計画第 2 回報告書－婦人の施策と現状－」 を発表 7 月 「女子差別撤廃条約」に署名 10 月 総理府「国連婦人の 10 年 中間年全国会議」を開催	11 月 「昭和 55 年度北陸・中部・近 畿地区婦人問題推進地域会議」開 催（総理府共催）
昭 56 (1981)	6 月 ILO 総会「男女労働者特に家 族的責任を有する労働者の機会均 等及び均等待遇に関する条約」及 び「同勧告」を採択 9 月 「女子差別撤廃条約」発効	1 月 「民法及び家事審判法の一部 を改正する法律」施行 5 月 婦人問題企画推進本部「婦 人に関する施策の推進のための国 内行動計画後期重点目標」を決定 10 月 労働省「パートバンク」の設 置を開始 10 月 法務省は法制審議会に国籍法 部会を設置	4 月 「婦人職業サービスルーム」の 開設（一宮県民サービスコーナー内） 6 月 「婦人情報資料コーナー」開 設（県民サービスセンター内）

年	世界	日本	愛知県
昭 57 (1982)		5 月 労働省：男女平等問題専門家 会議「雇用における男女平等の判 断基準の考え方について」報告 8 月 「国民年金法等の一部を改正 する法律」成立	3 月 「第 5 次愛知県地方計画」に 婦人部門を位置づける 4 月 婦人問題開発事業開始
昭 58 (1983)		2 月 法制審議会国籍法部会「国籍 法改正に関する中間試案」決定 12 月 婦人少年問題審議会婦人労働 部会「男女雇用平等法審議」中間 報告	10 月 「婦人労働週間シンポジウ ム」開催
昭 59 (1984)	3 月 「国連婦人の十年 E S C A P 地域会議」を東京で開催	12 月 文部省「家庭科に関する検討 会議」報告書提出	3 月 婦人情報システム構想研究会 開催 4 月 市町村婦人対策推進事業費補 助制度開始 11 月 婦人地域活動者表彰制度開始
昭 60 (1985)	7 月 「国連婦人の十年世界会議」開 催 西暦 2000 年に向けてのナイロ ビ将来戦略採択	1 月 国籍及び戸籍法の一部を改正 する法律施行 5 月 男女雇用機会均等法成立 6 月 女子差別撤廃条約批准	4～11 月 「国連婦人の 10 年」記 念事業実施
昭 61 (1986)		2 月 婦人問題企画推進有識者会議 4 月 男女雇用機会均等法施行	4 月 グループ・サークルカウンセ リング事業開始 8～11 月 地域婦人フォーラム実施 11 月 婦人情報・相談・交流コーナー 開所
昭 62 (1987)		5 月 婦人問題企画推進本部「西暦 2000 年に向けての新国内行動計 画」策定	4 月 女性グループ活動交流事業開 始
昭 63 (1988)	2 月 女子差別撤廃条約履行状況に 関する我が国の報告書審議(第1回)		4 月 高辻センター開館
平元 (1989)			3 月 「愛知県 21 世紀計画」に女性 部門を位置づける 10 月 「あいち女性プラン」策定
平 2 (1990)	5 月 ナイロビ将来戦略見直し勧告 採択		4 月 地域実践活動交流事業開始 6 月 プラン推進記念講演会開催 7 月 白菊荘改築
平 3 (1991)		5 月 育児休業法成立 5 月 「西暦 2000 年に向けての新国 内行動計画」第一次改定	3 月 女性総合センター基本計画策定 4 月 婦人相談所北区へ移転 5 月 婦人週間記念フォーラム開始 (平成 7 年度まで毎年) 11 月 あいち女性プラン推進研究会 設置
平 4 (1992)		4 月 育児休業法施行 12 月 婦人問題担当大臣が任命され る。(河野洋平内閣官房長官)	3 月 女性総合センター基本設計 9 月 市町村女性行政担当者研修会 開始
平 5 (1993)	6 月 「世界人権会議」開催(ウィーン)	4 月 中学校の家庭科の男女必修実施 6 月 短時間労働者の雇用管理の改 善等に関する法律(パートタイム 労働法)成立(12 月施行) 6 月 地方交付税において、基準財 政需要額に「男女均等推進対策」 に要する経費が算出される。(平 成 5 年度都道府県分) 10 月 第 4 回世界女性会議日本国内 委員会設置	3 月 女性総合センター実施設計 4 月 「青少年婦人室」から「青少 年女性室」へ名称変更 4 月 「審議会等委員への女性の登 用推進要綱」制定 10 月 女性総合センター起工式 10 月 市町村女性行政主管課長会議 開始 11 月 女性総合センター情報システ ムの基本設計
平 6 (1994)	1 月 女子差別撤廃条約履行状況に 関する我が国の報告書審議(第 2・3 回) 6 月 ESCAP 政府間会議(アジア太 平洋経済社会委員会)	4 月 市町村に係る普通地方交付税 措置に女性問題対策推進費が追加 される。 4 月 高等学校の家庭科の男女必 修、学年進行により実施 6 月 男女共同参画室設置、男女共 同参画審議会設置 7 月 男女共同参画推進本部設置	3 月 「あいち農山漁村女性プラン」策定 5 月 県女性地域実践活動交流協議 会結成

年	世界	日本	愛知県
平 7 (1995)	9 月 「第 4 回世界女性会議」開催、「北京宣言」及び「行動綱領」の採択	6 月 IL0156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）批准 6 月 育児・介護休業法成立	4～11 月 「第 4 回世界女性会議」記念事業実施 7 月 平成 7 年度東海・北陸地区女性問題担当行政ブロック会議開催
平 8 (1996)		7 月 「男女共同参画ビジョン」答申 12 月 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	4 月 財団法人あいち女性総合センター設置 4 月 「あいち女性プラン」研究会設置 5 月 愛知県女性総合センター開館 9 月 女性参政 50 年記念フォーラム開催
平 9 (1997)		4 月 男女共同参画審議会設置法施行 6 月 男女雇用機会均等法の一部改正	2 月 女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 9 月 男女共同参画推進地域フォーラム開催 10 月 「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定 11 月 「平成 9 年度北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催（総理府共催）
平 10 (1998)		11 月 「男女共同参画社会基本法について」答申	3 月 「愛知 2010 計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づけ） 10 月 あいち男女共同参画推進市町村サミット開催
平 11 (1999)		5 月 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 6 月 男女共同参画社会基本法成立（平成 13 年 1 月同法施行）	11 月 「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催（総理府共催）
平 12 (2000)	6 月 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク国連本部）「政治宣言」及び「成果文書」を採択	7 月 男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本方針について」 9 月 同審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方-21 世紀の最重要課題-」 11 月 「ストーカー規制法」施行 12 月 「男女共同参画基本計画」策定	3 月 「あいち男女共同参画新プランについての意見交換会」開催（名古屋市、豊橋市） 4 月 部局再編に伴い「総務部青少年女性室」から「県民生活部社会活動推進課男女共同参画室」へ名称変更 9 月 男女共同参画懇話会提言「21 世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
平 13 (2001)		1 月 男女共同参画会議設置 1 月 中央省庁等改革によって内閣府に男女共同参画局が新設 4 月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律成立 6 月 第 1 回男女共同参画週間 6 月 男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動」について 10 月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行（配偶者暴力相談支援センターを除く）	3 月 「あいち男女共同参画プラン 21 ～個性が輝く社会をめざして～」策定 5 月 同プラン説明会開催（名古屋市、豊橋市、岡崎市） 9 月 愛知県男女共同参画懇話会「男女共同参画社会の実現を促進するための県条例の基本方向についての県民意見交換会」開催 11 月 男女共同参画懇話会提言「男女共同参画の実現を促進するための県条例の基本方向について」
平 14 (2002)		4 月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行	4 月 愛知県男女共同参画推進条例施行 4 月 愛知県男女共同参画審議会発足 10 月 愛知県男女共同参画相談委員制度発足 10 月 男女共同参画月間制定
平 15 (2003)	7 月 女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第 4・5 回）	4 月 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律施行 6 月 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 7 月 次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法成立	7 月 「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申 10 月 男女共同参画フォーラム開催 11 月 平成 15 年度東海・北陸地区男女共同参画担当行政ブロック会議開催
平 16 (2004)		5 月 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（12 月施行） 6 月 「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定 11 月 育児・介護休業法改正（平成 17 年 4 月施行）	3 月 「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 10 月 男女共同参画チャレンジフェスタ開催

年	世界	日本	愛知県
平 17 (2005)	2～3月 国連婦人の地位委員会 「北京＋10」開催（ニューヨーク国連本部）	4月 改正育児・介護休業法施行 7月 男女共同参画会議答申「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」 9月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」 12月 女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 12月 男女共同参画基本計画（第2次）閣議決定	2月 男女共同参画チャレンジ応援劇上演 3月 「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 3月 愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 7月 男女共同参画フォーラム in あいち開催（内閣府・名古屋市共催） 12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平 18 (2006)	2～3月 第50回国連婦人の地位委員会開催（「国内開発戦略へのジェンダー視点の統合」など）（ニューヨーク国連本部）	4月 男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 6月 男女雇用機会均等法改正（平成19年4月施行） 9月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」 12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」を改定 12月 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「両立支援・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進が企業等に与える影響に関する報告書」	3月 愛知県男女共同参画審議会答申「男女共同参画施策の当面する課題～ あいち男女共同参画プラン 21 の中間評価を踏まえて～」 4月 愛知県女性総合センターの施設管理に指定管理者制度を導入 4月 財団法人あいち女性総合センターから財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更 7～8月 産学官の連携により連続公開講座開催（あいち男女共同参画社会推進・産学官連携フォーラム主催） 10月 「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定
平 19 (2007)	2～3月 第51回国連婦人の地位委員会開催（「女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力撤廃」など）（ニューヨーク国連本部）	7月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（平成20年1月施行） 12月 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	4月 愛知県少子化対策推進条例施行 7月 「女性のチャレンジ相談」開始
平 20 (2008)	2～3月 第52回国連婦人の地位委員会開催（「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」など）（ニューヨーク国連本部） 4月 女子差別撤廃条約実施状況報告（第6回）	1月 「仕事と生活の調和推進室」設置 4月 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 10月 基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」 12月 次世代育成支援対策推進法改正（平成21年4月施行）	1月 「女性のチャレンジ応援サイト 愛・チャレンジ」開設 3月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定 9月 「男女共同参画に関する意識調査」実施
平 21 (2009)	3月 第53回国連婦人の地位委員会開催（「HIV/AIDS のケア提供を含む男女間の平等な責任分担」など）（ニューヨーク国連本部）	11月 男女共同参画会議「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」	2月 啓発冊子「新たな地平を切り拓く～男女がともに活躍できる社会～」の作成・配布及び女性の参画に関する関係団体への要請
平 22 (2010)	3月 第54回国連婦人の地位委員会＜「北京＋15」記念会合＞開催（「北京宣言及び行動綱領など」）（ニューヨーク国連本部）	4月 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画の策定に向けて（中間整理）」 7月 男女共同参画会議「第3次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方（答申）」 12月 第3次男女共同参画基本計画閣議決定	3月 愛知県男女共同参画審議会「「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」の取組の評価と課題」 3月 「あいち はぐみんプラン」策定 11月 愛知県男女共同参画審議会答申「新あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について」
平 23 (2011)	1月 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足		3月 「あいち男女共同参画プラン 2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定
平 24 (2012)	2月 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	6月 「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	4月 財団法人あいち男女共同参画財団から公益財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更

年	世界	日本	愛知県
平 25 (2013)		6 月 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 7 月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正（平成 26 年 1 月施行）	3 月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3 次）」策定
平 26 (2014)	3 月 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 9 月 女子差別撤廃条約実施状況報告（第 7・8 回）	6 月 「日本再興戦略」改訂 2014 に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる 9 月 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW!Tokyo2014）開催	4 月 「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ格上げし、新ポスト「女性の活躍促進監」を創設して体制を強化
平 27 (2015)	3 月 国連「北京+20」記念会合（第 59 回国連婦人の地位委員会）開催（ニューヨーク） 8 月 UnWomen 日本事務所開設 9 月 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択	6 月 「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 8 月 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立 8 月 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! 2015）開催 12 月 男女共同参画会議「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」 12 月 第 4 次男女共同参画基本計画閣議決定	3 月 「あいち はぐみんプラン 2015-2019」策定
平 28 (2016)		4 月 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律完全施行 5 月 「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 5 月 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 5 月 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）に合意 7 月 女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 10 月 育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等の改正 12 月 「国際女性会議 WAW!」（WAW! 2016）開催	3 月 「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 3 月 「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2020」策定
平 29 (2017)		6 月 「女性活躍加速のための重点方針 2017」策定 7 月 刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	
平 30 (2018)		5 月 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行 6 月 「女性活躍加速のための重点方針 2018」策定	3 月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4 次）」策定
平 31・ 令 1 (2019)	3 月 「W20（Women20）」日本開催（「国際女性会議 WAW!」と同時開催）	5 月 「令和」に改元 女性活躍推進法等の一部改正（一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大等） 6 月 「女性活躍加速のための重点方針 2019」策定	7～8 月 「男女共同参画意識に関する調査」「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」「働く女性向けヒアリング調査」実施
令 2 (2020)		7 月 「女性活躍加速のための重点方針 2020」策定 11 月 男女共同参画会議「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」 12 月 第 5 次男女共同参画基本計画閣議決定	3 月 「あいち はぐみんプラン 2020-2024」策定
令 3 (2021)		6 月 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」策定 6 月 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律施行	3 月 「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」策定 3 月 「あいち農山漁村男女共同参画プラン 2025」策定

年	世界	日本	愛知県
令 4 (2022)		6 月 「女性活躍・男女共同参画 の重点方針 2022」策定 6 月 A V 出演被害防止・救済法 施行	
令 5 (2023)	8 月 G20 女性活躍担当大臣会合開 催（インド）	5 月 配偶者からの暴力の防及 び被害者の保護等に関する法 律の一部改正（令和 6 年 4 月 施行） 12 月 第 5 次男女共同参画基本 計画一部変更閣議決定	
令 6 (2024)	3 月 第 68 回国連女性の地位委員会 開催（ニューヨーク）		3 月 「愛知県困難な問題を抱 える女性支援及びDV防止基 本計画」策定
令 7 (2025)		6 月 労働施策の総合的な推進 並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する 法律等の一部改正	

5 男女共同参画関係施設等

(1) 男女共同参画、女性のための総合的な施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
国立女性教育会館（ヌエック）	355-0292	埼玉県比企郡嵐山町菅谷728	(0493) 62-6714
愛知県女性総合センター （ウィルあいち）	461-0016	名古屋市東区上堅杉町1番地	(052) 962-2511
名古屋市男女平等参画推進センター （イーブルなごや）	460-0015	名古屋市中区大井町7-25	(052) 331-5288
豊橋市男女共同参画センター （パルモ）	441-8075	豊橋市神野ふ頭町3-22	(0532) 33-2822
岡崎市図書館交流プラザ （Libra りぶら）	444-0059	岡崎市康生通西4-71	(0564) 23-3100 （代表）
春日井市青少年女性センター （レディヤンかすがい）	486-0844	春日井市鳥居松町2-247	(0568) 85-4188
とよた男女共同参画センター （キラッ☆とよた）	471-0034	豊田市小坂本町1-25	(0565) 31-7780
小牧市まなび創造館	485-0041	小牧市小牧3-555	(0568) 71-9848
大府市石ヶ瀬会館 （ミュージアがせ）	474-0035	大府市江端町4-1	(0562) 48-0588
知多市男女共同参画センター （ウイズ）	478-0065	知多市新知東町2-7-2	(0562) 56-6305
高浜市女性文化センター	444-1332	高浜市湯山町6-6-4	(0566) 52-5002

(2) 就業を促進するための施設

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
愛知労働局雇用環境・均等部	460-0001	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館8階	(052) 857-0312

(3) 各種相談窓口

○悩み事に関する相談（＊はDVに関する相談を含みます）

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
* 女性の悩みごと相談 (愛知県女性相談支援センター)	電話相談		(052)962-2527
	月～金 9:00～21:00 土・日 9:00～16:00 (祝日・年末年始・一部月曜休み)		
	面接相談 (要予約)		(052)962-2527
	火～日 9:00～17:00 (水は20:30まで) (祝日・年末年始休み)		
弁護士による相談	法律相談 (要予約)	月 14:00～16:00 (祝日・年末年始・ウィルあいち休館日休み)	(052)962-2527
	DV専門電話相談	月 14:00～15:30 (祝日・年末年始・一部月曜休み)	(052)962-2528

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
* 尾張駐在室	電話相談 月～金 9:00～17:00 面接相談(要予約) 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始休み)		(052)961-7211 (内線2323)
* 海部駐在室			(0567)24-2134
* 知多駐在室			(0569)31-0121
* 西三河駐在室			(0564)27-2719
* 豊田加茂駐在室			(0565)33-0294
* 新城設楽駐在室			(0536)23-8051
* 東三河駐在室			(0532)54-5111 (内線301)
あいち性と妊娠相談ほっとライン	SNS相談 (LINE) 毎日18:00～22:00		LINE ID:@535vluoc
女性の健康相談 (県・公益社団法人愛知県助産師会)	電話相談	火・木・土 13:30～16:30 (年末年始、盆、祝日を除く)	090-1412-1138
不妊・不育に関する相談 (愛知県不妊・不育専門相談センター)	不妊・不育専門相談 (電話相談)	月 10:00～14:00 木 10:00～13:00 第3水 18:00～21:00	(052)741-7830
	流産・死産に対するグリーフケア相談 (電話相談)	第2・4水 10:00～13:00	
あいちこころほっとライン365 (こころの健康に関する相談)	電話相談	年中無休 9:00～20:30	(052)951-2881
あいちこころのサポート相談	SNS相談 (LINE)	月～土 20:00～24:00 (最終受付23:30) 日 20:00～翌8:00 (最終受付7:30)	LINE ID: @aichi_soudan
* 男性DV被害者ホットライン	電話相談	土 13:00～16:00 (第5土曜日・祝日・年末年始休み)	(080)1555-3055
県警察本部	* 住民コーナー (警察安全相談)	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	#9110 (052)953-9110
	ストーカー110番	24時間受付	(052)961-0888
	性犯罪被害110番 (性犯罪被害相談) 電話相談	24時間受付	#8103 (0120)67-7830
	ふれあいコール (列車内の痴漢被害相談)	24時間受付	(052)561-0184
	ハートフルライン (犯罪被害者のためのこころの悩み 電話相談)	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	(052)954-8897
	ハートフルステーション・あいち (性犯罪被害の相談・支援窓口)	月～土 9:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)	(0570)064-810 (愛知県内からのみ通話可能)

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
(公社) 被害者サポートセンターあいち	犯罪の被害にあわれた方やご家族に対する電話相談	月～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	(052)232-7830
	全国共通ナビダイヤル(東京)	(公社) 被害者サポートセンターあいちの開設時間は、同センターにつながります 7:30～22:00 (12/29～1/3を除く)	(0570)783-554
* イーブルなごや相談室	電話相談	月・火・金・土・日 10:00～16:00 水のみ 10:00～13:00 18:00～20:00 (木(祝日の時は翌金曜も休み)・祝日・年末年始を除く)	(052)321-2760
* 名古屋市DV被害者ホットライン	電話相談	土・日・祝日 10:00～18:00 (年末年始を除く)	(052)232-2201
* 名古屋法務局	女性の人権ホットライン	月～金 8:30～17:15	(0570)070-810
* 法テラス (日本司法支援センター)	犯罪被害者支援ダイヤル	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	(0570)079-714
性暴力救援センター日赤なごや なごみ (性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター)	電話相談 面接相談(要予約)	24時間受付	(052)835-0753

○県政や交通事故等に関する総合案内

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
愛知県県民相談・情報センター	電話又は来所相談	月～金 9:00～17:15	(052)962-5100
西三河県民相談室			(0564)27-0800
東三河県民相談室			(0532)52-7337

○消費生活に関する相談

相談窓口	相談受付日時		電話番号
愛知県消費生活総合センター	電話又は来所相談	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00 祝日(土・日は除く)及び年末年始(12/29～1/3)は休み	専用ダイヤル (052)962-0999

○再就職支援に関する相談

相談窓口	相談受付日時 (特に記載がない場合、日・祝・年末年始は原則休み)		電話番号
あいち子育て女性再就職サポートセンター (ママ・ジョブ・あいち)	キャリアカウンセラー等による相談 (要予約)	電話・メール・FAX・窓口 月～金 9:30～18:00 土 10:00～17:00 (祝日及び12/29～1/3は除く)	(052)485-6996 (電話・FAX)

6 市町村男女共同参画施策担当課室一覧

市町村名	担当課室（係）名	所在地	電話番号	FAX番号
名古屋市	スポーツ市民局市民生活部 男女平等参画推進課	460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	052-972-2234	052-972-4206
豊橋市	市民協創部市民協働推進課 男女共同参画グループ	440-8501 豊橋市今橋町1番地	0532-51-2188	0532-56-5128
岡崎市	社会文化部多様性社会推進 課ジェンダー政策係	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地	0564-23-6222	0564-23-6626
一宮市	総合政策部政策課	491-8501 一宮市本町2丁目5番6号	0586-28-8952	—
瀬戸市	市民生活部多様性協働課多 様性協働係	489-0044 瀬戸市栄町パルティセと	0561-97-1336	0561-97-1332
半田市	企画部市民協働課市民協働 担当	475-8666 半田市東洋町2丁目1番地	0569-84-0609	0569-84-0672
春日井市	市民生活部多様性社会推進 課男女共同参画担当	486-0844 春日井市鳥居松町2丁目247番地	0568-85-4401	0568-85-7890
豊川市	市民部人権生活安全課人権 推進係	442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地	0533-89-2149	0533-89-2125
津島市	市民生活部人権推進課人権同 和・男女参画グループ	496-8686 津島市立込町2丁目21番地	0567-55-9364 (ダイヤルイン)	0567-24-1791
碧南市	市民生活部地域協働課共生 協働係	447-8601 碧南市松本町28番地	0566-95-9872	0566-41-5412
刈谷市	市民活動部市民協働課協働 推進係	448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地	0566-95-0002	0566-27-9652
豊田市	地域活躍部多様性社会共創 課豊田市ジェンダー平等推進	471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階	0565-31-7780	0565-31-3270
安城市	市民生活部市民協働課市民 協働係	446-8501 安城市桜町18番23号	0566-71-2218	0566-72-3741
西尾市	市民部地域つながり課市民 協働担当	445-8501 西尾市寄住町下田22番地	0563-65-2178	0563-56-2175
蒲郡市	市民生活部協働まちづくり 課ダイバーシティ係	443-8601 蒲郡市旭町17番1号	0533-66-1179	0533-66-1196
犬山市	市民部多様性社会推進課 ジェンダー平等・男女共同 参画グループ	484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地	0568-44-0343	0568-44-0367
常滑市	市民生活部市民協働課協働 チーム	479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5	0569-47-6108 (直通)	0569-35-3939
江南市	企画部市民サービス課消費・相 談・男女共同グループ	483-8701 江南市赤童子町大堀90番地	0587-54-1111	0587-53-0132
小牧市	こども未来部多世代交流プ ラザ男女共同参画係	485-0041 小牧市小牧三丁目555番地	0568-71-9842	0568-71-8612
稲沢市	市民福祉部地域協働課コ ミュニティグループ	492-8269 稲沢市稲府町1番地	0587-32-1146 (直通)	0587-23-1489
新城市	市民協働部市民自治推進課 協働政策係	441-1392 新城市字東入船115番地	0536-23-7697	0536-23-2002
東海市	総務部市民協働課市民活動 推進・多文化共生グループ	476-8601 東海市中央町一丁目1番地	052-613-7525	052-603-4000
大府市	健康未来部女性活躍推進室	474-8701 大府市中央町五丁目70番地	0562-85-3320	0562-47-7320
知多市	福祉子ども部子ども若者支 援課家庭相談チーム	478-8601 知多市緑町1番地	0562-36-2657 (直通)	0562-33-8844
知立市	企画部協働推進課協働人権 係	472-8666 知立市広見三丁目1番地	0566-95-0144 (直通)	0566-83-1141
尾張旭市	市民生活部多様性推進課男 女共同参画係	488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1	0561-76-8125	0561-53-7008
高浜市	こども未来部文化スポーツ グループ	444-1334 高浜市春日町五丁目165番地	0566-95-9569 (直通)	0566-52-8188
岩倉市	市民協働部協働安全課市民 協働グループ	482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地	0587-38-5803	0587-66-6380
豊明市	行政経営部企画政策課政策 推進係	470-1195 豊明市新田町子持松1番地1	0562-92-8318	0562-92-1141

市町村名	担当課室（係）名	所在地		電話番号	FAX番号
日進市	市民生活部地域共生課	470-0192	日進市蟹甲町池下268番地	0561-75-1682	0561-72-4603
田原市	企画部企画課協働係	441-3492	田原市田原町南番場30番地1	0531-23-3507	0531-23-0669
愛西市	市民協働部市民協働課市民協働グループ	496-8555	愛西市稲葉町米野308番地	0567-55-7113 (直通)	0567-26-5515
清須市	教育部生涯学習課生涯学習係	452-8569	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911	052-400-2963
北名古屋市	生活安全部まちづくり推進課	481-8531	北名古屋西市西之保清水田15番地	0568-22-1111	0568-25-0611
弥富市	市民生活部市民協働課市民協働グループ	498-8501	弥富市前ヶ須町南本田335番地	0567-65-1111	0567-67-4011
みよし市	総務部協働推進課	470-0295	みよし市三好町小坂50番地	0561-32-8025	0561-32-2165
あま市	市民生活部人権推進課人権係	497-8602	あま市七宝町沖之島深坪1番地	052-444-0398	052-444-1074
長久手市	くらし文化部観光商工課観光交流係	480-1196	長久手市岩作城の内60番地1	0561-56-0641	0561-63-2100
東郷町	くらし健康部地域協働課地域協働係	470-0198	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地	0561-38-3111	0561-38-7933
豊山町	企画調整部企画課企画・広報グループ	480-0292	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地	0568-28-0913	0568-29-1177
大口町	地域協働部地域協働課地域活動支援グループ	480-0144	丹羽郡大口町下小口七丁目155番地	0587-95-1691 (直通)	0587-95-5721
扶桑町	生活安全部地域協働課地域協働グループ	480-0102	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地	0587-92-4111	0587-93-2034
大治町	教育委員会社会教育課公民館係	490-1141	海部郡大治町大字馬島字大門西10番地	052-443-2671	052-443-4950
蟹江町	政策推進室政策推進課	497-8601	海部郡蟹江町学戸三丁目1番地	0567-95-1111	0567-95-9188
飛島村	総務部企画課企画調整係	490-1436	海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地	0567-97-3462	0567-52-0089
阿久比町	総務部企画広報課企画政策係	470-2292	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地	0569-48-1111	0569-48-0229
東浦町	地域創造部住民自治課コミュニティ支援係	470-2192	知多郡東浦町大字緒川字政所20番地	0562-83-3111	0562-84-6421
南知多町	総務部企画財政課企画政策グループ	470-3495	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地	0569-65-0711	0569-65-0694
美浜町	総務部地域戦略課地域協働係	470-2492	知多郡美浜町大字河和字北田面106番地	0569-82-1111	0569-82-4153
武豊町	企画部企画政策課企画担当	470-2392	知多郡武豊町字長尾山2番地	0569-72-1111	0569-72-1115
幸田町	企画部企画政策課政策グループ	444-0192	額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1	0564-62-1111	0564-63-5139
設楽町	企画ダム対策課	441-2301	北設楽郡設楽町田口字辻前14番地	0536-62-0514	0536-62-1458
東栄町	総務課企画係	449-0292	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地	0536-76-0501	0536-76-1725
豊根村	振興課地域係	449-0403	北設楽郡豊根村下黒川字蔵平2番地	0536-85-1312	0536-85-1164